

# 警察署協議会事務取扱要領の制定について

(平成13年4月19日甲通達第30号)

この度、別添のとおり「警察署協議会事務取扱要領」を定め、平成13年6月1日から実施することとしたので誤りのないようにされたい。

別添

## 警察署協議会事務取扱要領

### 第1 基本的な考え方

警察署協議会(以下「協議会」という。)は、署長が、警察署の業務運営に民意を反映させるため、その在り方について住民等(管轄区域内の住民、管轄区域内に通勤をする者及び管轄区域内に事務所を置き営業等の活動を行う事業者をいう。以下同じ。)の意見を聴くとともに、署長が警察署の業務運営について、住民等に説明し、その理解と協力を求める場でもある。

なお、協議会は「署長の諮問に応ずるとともに、署長に対して意見を述べる機関」であるから、署長はその意見を尊重すべきであるが、それに拘束されるものではない。

### 第2 委員

#### 1 委員の委嘱

##### (1) 候補者の人選

署長は、住民等のほか、自治体、学校その他業務上地域における安全に関する問題に日常的に関わりを持つ団体等の関係者であって、次に掲げる要件を満たしている者のうちから、警察署協議会の委員(以下「委員」という。)の候補者を選出するものとする。

ア 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

イ 職務の遂行に熱意を有すること。

##### (2) 留意事項

人選に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 特定の居住地域、所属組織、年齢層等特定分野に偏り、又は固定化することのないようにすること。

イ 女性候補者の選出に配慮すること。

ウ 協議会の政治的中立性を確保すること。

エ 自治会、自治体、学校等の意見を聴き、又はその推薦を受けることに配慮すること。

##### (3) 候補者の資料提出

署長は、委員の候補者の氏名、年齢、住所、職業、主な経歴及びその他参考事項を明らかにした警察署協議会委員候補者資料(様式第1号)を作成し、総務課長を経由して公安委員会に提出するものとする。

##### (4) 公示等

署長は、委嘱した委員の氏名等を掲示板へ掲示するほか、広報誌(紙)への掲載等の方法で住民等に周知するものとする。

##### (5) 再任

委員を再任する場合であっても、前記(1)から(4)までに定める手続を執るものとする。

## 2 委員の解嘱等

### (1) 解嘱

署長は、委員が次に掲げる事由に該当すると認められるときは、速やかに警察署協議会委員解嘱上申書(様式第2号)により、総務課長を経由して公安委員会に上申すること。

ア 委員としてふさわしくない刑罰法令に触れる行為及び社会的信望を失う行為があったとき。

イ 疾病などにより職務の遂行が困難になったとき。

### (2) 辞職

署長は、委員から辞職の申出を受けたときは、速やかに総務課長を経由して公安委員会に報告すること。

## 第3 意見の聴取

署長は、協議会に対し、次に掲げるところにより意見の聴取を行うこと。なお、意見の聴取は、委員の負担にならないよう配慮すること。

- 1 毎年12月に次の年の業務重点案を協議会に提示して意見を聴取する。
- 2 各協議会ごとに定めた一定期間終了後、業務推進状況を説明し、その後の業務運営について意見を聴取する。
- 3 その他必要に応じ、随時、少年非行、違法駐車等住民等がその解決を強く望んでいると認められる事項について意見を聴取する。

## 第4 議事概要の公表

署長は、協議会の議事概要の公表について、掲示板への掲示、報道機関への素材提供、広報誌(紙)への掲載等の便宜を図ること。

## 第5 報告

### 1 会議結果

署長は、協議会の会議を開催した場合には、その都度総務課長を経由して報告すること。

### 2 他の警察署等に関係する場合

署長は、協議会から提出された意見が、他の警察署に関係する場合又は県本部の関係所属と協議する必要があると認められる場合は、総務課長を経由して報告すること。

### 3 特異重要事案

署長は、協議会の運営に関し、特異重要な事案が発生した場合は、直ちに総務課長を経由して報告すること。

## 第6 事務責任者等

協議会の事務責任者は、副署長又は次長を充て、事務担当者は、警部補以上(相当の警察行政職員を含む。)の者を指名し、協議会の事務に当たらせるとともに、会長及び委員との連絡を密にすること。